

# 令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業 業務委託仕様書

## 1 目的

本事業は、コロナ禍により企業のテレワーク環境が急速に進展する中、愛媛県南予地方局と管内の市町が連携して「ワーケーション」という新たな切り口により、「人・食・体験」など南予地域の豊富な資源を活用したワーケーションプランの企画立案及びモニターツアーの開催を踏まえた改善提案を行うことにより、当地域における関係人口の拡大を図るものである。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 3 委託料上限額

1,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 4 業務内容

本事業の目的及び次の事項を踏まえ、参加者（首都圏等在住企業）に、南予地域でのワーケーションを体感してもらうツアーを企画・実施すること。

### (1) 開催時期・回数

- ・令和3年5月～令和4年3月の間で3泊4日のモニターツアーを南予地方局管内（9市町）で3回開催すること。
- ・南予地域でのワーケーションの魅力を体感できる内容とし、首都圏等在住企業が参加しやすい日程で設定すること。

### (2) 参加者数等

- ・参加者数は、ツアー1回あたり5人程度とする。

### (3) 参加費用

- ・モニターツアーの参加者から参加費を徴収する場合は、必要旅費の1/4の額を上限とする。

### (4) ツアーの内容・要件

- ①ツアーの起点及び終点については、羽田空港もしくは伊丹空港とする。  
ただし、ツアーのアテンドは、松山空港を起点及び終点とする。
- ②松山空港から南予地域までの移動はジャンボタクシー、マイクロバスを想定する。
- ③ツアーには、参加者が今後も南予でワーケーションを行う意識が高まるよう次のメニューを組み込む。
  - ・コワーキングスペース等でのワーク。
  - ・地域住民との交流及び「いやし体験プログラム」等の体験メニュー。
  - ・メニューの選定・実施にあたっては、南予地域ワーケーション誘致推進協議会の構成市町及びその他関係団体等と連携・調整して行うこと。

#### (5) アンケート調査の実施・報告

- ・ツアーを開催後、参加者にツアーの感想及び南予でのワーケーションに関するアンケート調査を実施し、結果を県へ報告すること。なお、アンケートの内容は、事前に県と協議すること。
- ・県への報告にあたっては、参加者人数等の情報のほか、実施状況がわかる写真等を添付し、画像デジタルデータを県に提供すること。なお、写真等は、県のホームページや広報等で使用する可能性があるため、そのことについて予め参加者に理解を得ておくこと。

#### (6) ツアーの運営等

- ①旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等の関係法令を順守し、ツアー行程に係る企画・調整・手配等を行うこと。
- ②ツアーの運営にあたっては、円滑な進行管理ができるよう必要なスタッフを配置すること。
- ③スケジュールや案内図等ツアーに関する資料やアンケートなどを作成・印刷し参加者に配付すること。なお、配布資料等の内容は県と事前に協議すること。
- ④体験に係る協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が負担すること。
- ⑤参加者には旅行保険を掛けること。
- ⑥その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

### 5 企画提案書の内容

上記の企画・運営に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- (1) ツアーのスケジュールや場所などの具体的な提案と考え方
- (2) 上記 5(4)の要件に対する提案と考え方
- (4) ツアーを含む業務の実施体制、スタッフの配置等の考え方
- (5) アンケート項目や実施方法等の考え方
- (6) 参加者とツアー先のマッチング効果を高める提案や、市町や団体等と連携したワーケーションに関する提案がある場合、その理由も含めて記載

### 6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、ツアーの開催時期や内容等の具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

## 10 その他

- ・本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打合せを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- ・業務の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施する。